

平成26年小野町議会5月第1回会議

議事日程（第1号）

平成26年5月9日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議会運営委員長報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 報告第 1号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について
日程第 5 報告第 2号 小野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について
日程第 6 報告第 3号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
日程第 7 報告第 4号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
日程第 8 議員提出議案第 3号 議員派遣について

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	会田明生君	2番	吉田康市君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	宇佐見留男君	8番	水野正廣君
9番	遠藤英信君	10番	佐・登君
11番	久野峻君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	鈴木慎也君
教育長	西牧裕司君	総務課長	阿部京一君
税務課長	宗像喜也君	町民生活課長 兼除染推進室長	村上春吉君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 吉田浩祥 次長 折笠頭一

書 記 草 野 隆 行

書 記 清 野 昭 雄

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） ただいまから、平成26年小野町議会5月第1回会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
4番 宗 像 芳 男 議員
5番 田 村 弘 文 議員
を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（村上昭正君） 日程第2、本5月第1回会議の日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
7番、宇佐見留男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宇佐見留男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐見留男君） 本日、午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

平成26年小野町議会5月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。
また、議案の採決方法については、簡易採決により行うこととしました。
以上をもって報告といたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、本5月第1回会議の日程は、本日1日限りといたします。
また、採決方法については、簡易採決により行うことといたします。
会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

◎報告第1号～報告第4号の報告

○議長（村上昭正君） 日程第4、報告第1号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告についてから日程第7、報告第4号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてまでの4件を、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 報告第1号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告についてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億514万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億197万5,000円とするものであります。

歳入においては、普通交付税並びに特別交付税の確定に伴い、地方交付税を1億856万1,000円増額したほか、国庫支出金の確定に伴い、191万4,000円の減額、土木施設補助災害復旧事業に係る町債を150万円減額したものです。

歳出においては、1億500万円を財政調整基金に積み立てし、残りを予備費で調整したものです。あわせて災害復旧事業費の確定に伴い、地方債の限度額を2,060万円から1,910万円に減額補正したものです。

次に、報告第2号 小野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、小野町税条例等について所要の改正を行うもので、法律改正に合わせ軽自動車税の税率を自家用の軽四輪車及び小型特殊自動車等については1.5倍に、その他については約1.25倍に引き上げるなどの改正を行うとともに、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的に、法人住民税の税率を12.3%から9.7%へ引き下げを行うものであります。

また、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置を創設するなどの改正を行うものであります。

次に、報告第3号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。本件につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20号の地方公共団体等を定める省令の一部改正により、小野町税特別措置条例について一部を改正するもので、地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合を定めた条例の適用期限を平成26年3月31日から平成28年3月31日に延長するものであります。

次に、報告第4号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うもので、主な内容としては、中間所得層の被保険者の負担軽減を図るため、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円から14万円に改めるとともに、国民健康保険税の減額の基準について、5割軽減の対象となる所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を35万円から45万円に改めるものであります。

以上、小野町一般会計補正予算の専決処分の報告及び各条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

◎議員提出議案第3号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 日程第8、議員提出議案第3号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号 議員派遣について、7番、宇佐見留男議員の説明を求めます。

7番、宇佐見留男議員。

〔7番 宇佐見留男君登壇〕

○7番（宇佐見留男君） 議員提出議案第3号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成26年5月9日提出。

提出者、宇佐見留男、賛成者、宗像芳男、同じく佐・登、同じく遠藤英信、同じく水野正廣、同じく籠田良作の各議員であります。

提案理由。

地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしく願います。

◎議員提出議案第3号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 議員派遣について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第3号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第3号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第3号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第3号 議員派遣についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって本5月第1回会議の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前10時15分